

# 入札公告

下記の工事について、篠山市制限付一般競争入札実施要領第4条により公告する。

平成22年2月1日

篠山市長 酒井 隆 明

## 記

### 1. 入札に付する事項

(1) 公表番号

98-2

(2) 工事番号

篠教学事(工)第28号

(3) 工事名

平成21年度 安全・安心な学校づくり交付金事業  
篠山園地上デジタル放送対応工事(東部)

(4) 工事場所

篠山市 糯ヶ坪 地内 ほか

(5) 工事概要

篠山市立八上小学校

UHF アンテナ(ALL 帯域) 20 素子 UHF 前置増幅器 利得 30db U/V 増幅器 利得 40db

篠山市立八上幼稚園

UHF アンテナ(ALL 帯域) 20 素子 UHF 前置増幅器 利得 30db

篠山市立畑小学校

CATV 増幅器(70-770MHz)

篠山市立岡野小学校・岡野幼稚園

UHF アンテナ(ALL 帯域) 27 素子 UHF 前置増幅器 利得 30db

篠山市立かやのみ幼稚園

UHF アンテナ(ALL 帯域) 20 素子 UHF 前置増幅器 利得 30db UHF 増幅器 利得 40db

篠山市立篠山幼稚園

UHF アンテナ(ALL 帯域) 20 素子 UHF 前置増幅器 利得 30db UHF 増幅器 利得 40db

篠山市立篠山東中学校

UHF アンテナ(ALL 帯域) 27 素子 UHF 前置増幅器 利得 30db

(6) 工期

平成22年3月26日限り

### 2. 応募方法

単独企業による。

### 3. 入札参加資格

本工事の入札に参加することのできる資格を有する者は、平成21年度篠山市の発注する工事契約に係る競争入札参加資格取得（登録）者で、次に掲げる要件をすべて満たし、契約担当者の入札参加資格確認を受けたものとする。

#### (1) 資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく篠山市の入札参加者資格制限基準による入札制限に該当しないこと。
- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による「電気工事」に係る一般又は特定建設業の許可を有すること。
- ウ 篠山市内に本店を有する者であること。
- エ 建設業法に規定する経営事項審査結果通知書の有効期限が、本契約締結予定日（平成22年2月19日）までであることが入札参加申込期限日（確認基準日）又は入札書の提出期限日までに確認できること。
- オ 建設業法に規定する「電気工事」に係る経営事項審査結果（H21.4.1 篠山市格付基準日）の総合評点が、500点以上であること。
- カ 上記の（オ）の点数に満たない者であっても、ISO（9000及び14000シリーズ）の両方若しくはどちらかを取得している事務所については、総合評点に8点を加算するものとする。また、障害者雇用義務達成事務所についても、総合評点に8点を加算するものとする。
- キ 会社の役員が本工事の制限付一般競争入札参加申込書を提出し受理された別の会社の役員を兼ねていないこと。
- ク 篠山市の指名停止基準に基づく指名停止を入札参加申込期限日（確認基準日）及び入札当日に受けていないこと。
- ケ 会社更生法（平成14年法律154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者（ただし、開始決定後、国の認定を受けた者を除く。）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、開始決定後、国の認定を受けた者は除く。）でないこと。

#### (2) 配置予定技術者の要件

- ア 本工事の施工にあたり、建設業法第26条の規定による主任技術者又は監理技術者（建設業法第27条18の規定による管理技術者証の交付を受けている者であって国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者）を、当該工事に適正に配置できること。
- イ 同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札参加してはならず、申請書を提出した者は直ちに当該申請書の取り下げ又は入札を辞退すること。
- ウ 落札者は、契約期間中で提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に配置すること。なお、配置予定技術者の変更は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き、認めない。

### 4. 契約条項等の閲覧場所及び期間

篠山市工事請負契約書については、次のとおり閲覧に供する。

#### (1) 閲覧場所

篠山市北新町4-1

篠山市 総務部 管財契約課 契約係      電話 079 - 552-1111（内線 354）

#### (2) 閲覧期間

平成22年2月1日(月)から平成22年2月18日(木)まで(土曜、日曜、祝祭日を除く。)

午前9時00分から午後5時00分まで(正午から午後1時までを除く。)

## 5. 入札参加者申込書等の交付場所、期間及び交付方法

申込書等については、次の場所に掲載

篠山市ホームページ内 下記アドレスに掲載。

<http://www.city.sasayama.hyogo.jp/koji/09-nyusatsukokoku.html>

## 6. 入札参加の申込み

本工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込等提出資料を持参し提出する。契約担当者は、入札参加希望者から提出のあった書類を審査し受付する。また、入札参加希望者に入札日までに反社会的行為があったときは、受付を取り消す。なお、本公告文が入札通知書を兼ねているため、入札通知書の発行は行わない。(但し、再確認の入札通知書を作成し送付することもある。)

### (1) 提出場所

5-(1)閲覧場所に同じ。

### (2) 提出期間

平成22年2月1日(月)から平成22年2月8日(月)まで(土曜、日曜を除く。)

午前9時00分から午後5時00分まで(正午から午後1時までを除く。)

### (3) 提出資料等

ア 制限付一般競争入札参加申込書 (様式第2号)

イ 配置予定技術者の資格及び工事経験調書 (様式第4号)

ウ 建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受託者関係調書(様式第5号)

エ 制限付一般競争入札参加者申込書 受領証

### (4) 提出部数

1部

(5) 申込書等の作成に要する費用は、申請者の負担とし、提出された資料等は返却しない。

(6) 申請書等に虚偽の記載をした者は、篠山市指名停止基準により指名停止となり、その者が行った入札は無効となる。

(7) 提出された資料等は、市において無断で使用することはできないものとする。

(8) 受付を拒否された入札参加希望者は、入札参加申込期間中に篠山市入札参加者審査会に対し、異議申し立てを行うことができる。この時、不受理の理由とそれに対する入札参加希望者の主張を、文書(様式は任意)で申込書を添えて提出すること。

(9) 契約担当課は、受付における疑義が生じた申込み書類について保留し、篠山市入札参加者審査会の審査を受けるものとする。

(10) 篠山市入札参加者審査会は、入札参加希望者の異議申し立て及び契約担当者の疑義について、受付の認否を審査する。その結果、不受理の場合は理由書を添付し通知する。

(11) 篠山市入札参加者審査会の審査は、最終決定機関であり再審議は行わない。尚、受付後に書類不備の指導があり、指示の期日までに処理がされない場合は、受付を取り消すことができる。

## 7. 仕様書、設計書及び図書の閲覧及び交付

仕様書、設計書及び図書の交付については、次の場所に掲載

篠山市ホームページ内 下記アドレスに掲載。

<http://www.city.sasayama.hyogo.jp/koji/09-nyusatsukokoku.html>

(1) 閲覧場所

5 - (1) 閲覧場所に同じ。

(2) 閲覧期間

平成22年2月1日(月)から平成22年2月18日(木)まで(土曜、日曜、祝祭日を除く。)

午前9時00分から午後5時00分まで(正午から午後1時までを除く。)

8. 設計図書に関する質疑

(1) 質疑書の提出

すべて書面(様式は任意)により原則FAXで提出(送信)すること。

書面を提出の場合は、封入(封筒に工事番号、工事名を明記)のうえ、持参すること。

提出場所

5 - (1) 閲覧場所に同じ。FAX 079 - 552 - 5665

提出期間

平成22年2月15日(月)午後1時(必着)まで

(2) 回答書の交付

回答書は、原則次の場所に掲載します。但し、図面等の内容が詳細の場合は閲覧とする。

篠山市ホームページ内 下記アドレスに掲載。

<http://www.city.sasayama.hyogo.jp/koji/09-nyusatsukokoku.html>

【平成21年度 これまでの入札公告内容及び質問回答について】

閲覧場所

上記 篠山市ホームページ内又は、5 - (1) 閲覧場所に同じ。

閲覧期間

平成22年2月16日(火)から平成22年2月18日(木)まで(土曜、日曜を除く。)

閲覧場所の場合、午前8時30分から午後5時00分まで(正午から午後1時までを除く。)

9. 入札執行の日時及び場所等

(1) 日 時

**平成22年2月18日(木) 午前10時00分から**

(2) 場 所

篠山市北新町41

篠山市役所 第2庁舎3階 2 - 302号会議室

(3) 執行方法

ア 不正、その他の理由により競争性の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。また、天災地変等でやむを得ない理由が生じたときは、入札執行を中止することがある。

イ 入札参加申込みをしても入札を希望しない場合には、参加しないことができる。また、入札以前において何時でも入札の辞退をすることができる。尚、辞退に伴う罰則を課すことはない。

ウ 前記記載の入札以前の辞退の場合は、辞退届けを提出すること。

エ 入札者が同一事項の入札に2者以上参加していること。尚、辞退者続出又は入札参加取消続出により、1者しか残らなかった場合は、政令第167条の2第1項第2号により決定する。

10. 入札に関する条件

- (1) 入札を行う場合は次の事項を遵守すること。また、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも住民の信頼を失う事のないように努めること。
- ア 入札の執行にあたっては、入札執行職員（以下「職員」という。）の指示によること。指示に従わないときは、入札会場から退出を命じる。
  - イ 入札執行時刻までに入札者が入札会場に入室していること。
  - ウ 入札保証金を納付すべき場合において、所定額の入札保証金が納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。
  - エ 入札執行前に「誓約書」及び「確約及び誓約書」を職員に提出すること。
  - オ 入札会場に「積算内訳書」を持参し、職員の指示により提出を求められたときは、提出しなければならない。提出しないときは、入札会場から退出を命じる。なお、工事請負入札書（以下「入札書」という。）の金額は積算内訳書の金額と同額もしくは以下とすること。
  - カ 提出された積算内訳書が未記入等の場合又は入札書の金額が積算内訳書の積算金額を上回る入札は無効とする。
  - キ 入札に参加する者に必要な資格を有する者が入札を行うこと。
  - ク 代理人が入札する場合は、入札開始前に「委任状」を職員に提出すること。
  - ケ 入札参加者は、入札書を入札に付する事項ごとに作成すること。入札書には工事番号、工事名、工事場所、入札金額、日付、入札者の住所・氏名（入札参加者が法人であるときは名称・代表者名、個人であるときは商号・氏名、代理人の場合は代理人の氏名）及び押印があり、記載内容が鮮明であること。記入後に封入し、封書には入札書、工事名称、宛名及び入札参加者が法人である場合は名称、代表者名、また、個人である場合は商号、氏名を表記し、入札会場において職員の指示に従って入札箱に投入すること。
  - コ 入札書を入札箱に投入した後においては、入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
  - サ 入札書に記載する金額はアラビア数字で表記すること。
  - シ 入札書に記載された金額が訂正されていないこと。
  - ス 明らかな桁間違いの金額が記載されていないこと。
  - セ 入札者又はその代理人が同一の事項について2通以上した入札でないこと。
  - ソ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者、又は2者以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
  - タ 談合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
  - チ 入札会場への入室について、原則入札者1名とする。但し、職員の判断で複数人の入室を許可することもある。

## 11. 落札者の決定及び保留

- (1) 最低制限価格は設けている。
- (2) 落札者の決定は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。なお、同額の入札をした者が2者以上ある時は、くじで落札者を決定する。この時、落札者となるべき同額の入札をした者は、くじを引くことを辞退してはならない。
- (3) 不信な札、談合が有ったのではないかと思わせる札があった場合、落札者の決定を保留し、入札参加者審査会の判断によるものとする。

## 12. 契約

- (1) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が、入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合

は契約を締結しない。この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示した場合はこの限りでない。

### 13. 入札保証金及び契約保証金に関する事項

#### (1) 入札保証金

免除

#### (2) 契約保証金

契約金額が100万円以上の場合、契約金額の100分10以上の契約保証金を契約までに納付すること。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を提出した時又は保険会社との間に保険契約を締結し、その証書を提出したときは契約保証金を納付する必要はない。

イ 契約保証金の納付は、当該契約保証金と同額の価値のある国債等、篠山市が認めたものをもってこれにかえることができる。

### 14. 支払い条件に関する事項

#### (1) 前払金

ア 前払い金支払対象金額は、契約金額が1件500万円以上の工事とする。

イ 前払い金の支払金額は、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき、登録を受けた保証事業会社と保証契約をした者について、契約金額の100分の40以内とする。ただし、限度額は1億円とする。

#### (2) 部分払

履行期間中0回以内とする。

### 15. その他

(1) 契約を締結した者が、この入札に関わる工事を施工しようとするときは、必要な建設業退職金共済組合証紙を購入した発注者用掛金収納書を、契約締結後1ヶ月以内に提出すること。尚、契約を締結した者が建設業退職金共済組合に未加入のときは、同組合に加入の上、上記の手続きをすること。

(2) 1件500万円以上の工事請負契約を締結した者は、工事实績情報サービス(コリンズ)に登録を行うこと。

(3) 入札参加者数及び参加者名は、入札日迄公表を行わない。

(4) 9.「入札執行の日時及び場所等の内容」について、原則変更は行わないが変更する必要がある場合には、参加申込み業者にFAXにて連絡する。

(5) 5「入札参加者申込書等」、7「仕様書、設計書及び図書」等に修正が生じた場合については、篠山市ホームページ内に記載しますので、入札執行日までに再確認をお願いします。

(6) その他、定めのないものは篠山市制限付一般競争入札実施要領による。